## いの町子ども・子育て支援事業計画を策定しました

■問い合わせ 教育委員会事務局 面893-1922

町では子ども・子育て支援法(平成27年4月から施行)に基づく「いの町子ども・子育て支援事業計画」を、ニーズ調査結果やいの町子ども・子育て会議における委員の皆様のご意見を基に作成しました。計画の期間は平成27年度から31年度までの5年間としています。

計画では、基本理念を下記のように掲げ、いの町の子ども・子育てに対する、「量の把握」・「質の向上」両面にわたる支援事業の適正化や充実化を図るとともに、それぞれの地域の特性に応じた支援内容や方向性を盛り込んだ内容となっています。

## 【施策体系】

### <基本理念>

## ゆたかな自然につつまれて

# やっぱり みんなあ いのがすき!

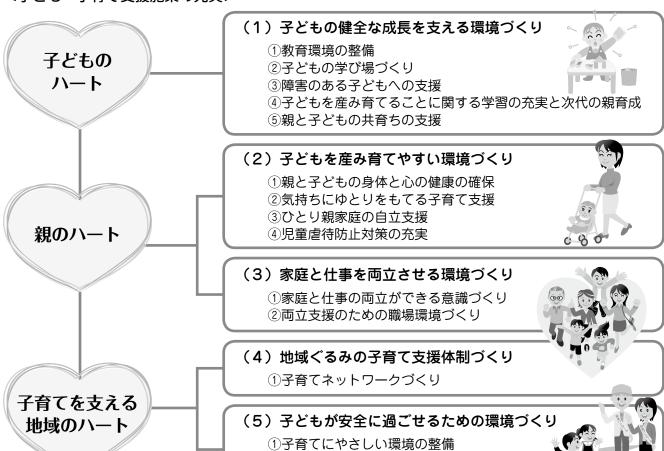
*-*親子そろってぶっくりハートのまちづくり

※ぷっくりハートとは…ぷっくりと豊かにからだもこころも満たされた状態です。 いの町はそんなぷっくりハートで自尊感情豊かな子どもの成長を目指します。

子ども・子育て 支援事業の展開

- (1) 保育・教育提供区域の設定
- (2) 保育・教育の提供体制の確保及び実施時期等
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び実施時期等
- (4) 保育・教育の一体的提供及び推進体制の確保について

### <子ども・子育て支援施策の充実>



②子どもの交通安全の確保

③子どもを犯罪から守るための活動の推進